



メインページ
コミュニティ・ポータル
談話室
最近の更新
おまかせ表示
アップロード (ウィキメ
ディア・コモンズ)

ヘルプ
ヘルプ
寄付

印刷/書き出し
ブックの新規作成
PDF 形式でダウンロード
印刷用バージョン

ツールボックス
リンク元
関連ページの更新状況
特別ページ
固定リンク
ページ情報
このページを引用

言語 
 リンクを追加

 ログインしていません [このIPとの会話](#) [投稿記録](#) [アカウント作成](#) [ログイン](#)

本文 **議論**

[閲覧](#) [編集](#) [履歴表示](#)



継続した参加を行う場合は[ログイン](#)をご一考ください

[\[非表示\]](#)

労働基準法施行規則第19条

労働基準法施行規則 [\(前\)](#) [\(次\)](#)

目次 []

- 1 条文
- 2 解説
- 3 参照条文
- 4 判例

条文 [\[編集\]](#)

第19条

1. [法第37条](#)第1項 の規定による通常の労働時間又は通常の労働日の賃金の計算額は、次の各号の金額に[法第33条](#) 若しくは[法第36条](#)第1項 の規定によつて延長した労働時間数若しくは休日の労働時間数又は午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合には、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの労働時間数を乗じた金額とする。
 - 一 時間によつて定められた賃金については、その金額
 - 二 日によつて定められた賃金については、その金額を一日の所定労働時間数（日によつて所定労働時間数が異なる場合には、一週間における一日平均所定労働時間数）で除した金額
 - 三 週によつて定められた賃金については、その金額を週における所定労働時間数（週によつて所定労働時間数が異なる場合には、四週間における一週平均所定労働時間数）で除した金額
 - 四 月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額
 - 五 月、週以外の一定の期間によつて定められた賃金については、前各号に準じて算定した金額
 - 六 出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については、その賃金算定期間（賃金締切日がある場合には、賃金締切期間、以下同じ）において出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における、総労働時間数で除した金額
 - 七 労働者の受ける賃金が前各号の二以上の賃金よりなる場合には、その部分について各号によつてそれぞれ算定した金額の合計額
2. 休日手当その他前項各号に含まれない賃金は、前項の計算においては、これを

月によつて定められた賃金とみなす。

解説 [編集]

- 法第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)
- 法第33条(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)
- 法第36条(時間外及び休日の労働)

参照条文 [編集]

判例 [編集]

このページ「**労働基準法施行規則第19条**」は、**書きかけ**です。加筆・訂正など、協力いただける皆様の**編集**を心からお待ちしております。また、ご意見などがありましたら、お気軽に**ノート**へどうぞ。

カテゴリ: スタブ | **労働基準法施行規則**

このページの最終更新日時は2012年4月14日 (土) 03:23 です。

テキストは[クリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンス](#)のもとで利用できます。追加の条件が適用される場合があります。詳細については[利用規約](#)を参照してください。

[プライバシー・ポリシー](#) [ウィキブックスについて](#) [免責事項](#) [開発者](#) [統計](#) [Cookieに関する声明](#)

[モバイルビュー](#)

